

扶桑町文書管理・電子決裁システム導入業務に係る公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

扶桑町文書管理・電子決裁システム導入業務について、公募型プロポーザル方式により候補者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和8年5月7日

扶桑町長 鯖 瀬



1 業務の概要

(1) 業務名

扶桑町文書管理・電子決裁システム導入業務

(2) 業務目的

DXを推進するにあたり必要不可欠である電子を主体とした体制へ移行するために、電子決裁機能を標準で実装する文書管理システムを導入する。

(3) 業務内容

扶桑町文書管理・電子決裁システム導入業務仕様書のとおり

(4) 履行期間

システム構築期間 契約締結から令和9年3月31日まで

システム運用期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

2 参加資格

参加者は、参加申込書等の提出日現在において、以下の要件をすべて満たす者とし、参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 扶桑町入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 扶桑町指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。

(4) 国の行政機関又は地方公共団体等の文書管理・電子決裁システム構築の実績を有すること。

(5) 業務の遂行に当たって、次に掲げる全ての体制をとることができる。

ア 業務を円滑に行うため、担当するスタッフはシステム構築実績がある者を置くこと。

イ 担当するスタッフを変更するときは業務に影響が出ないよう、引き継ぎなどを行うこと。

ウ 緊急時も各スタッフが誠意を持って臨むこと。

(6) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）、民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）等に基づく再生またはその手続きを行っていないこと。

(7) 「扶桑町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除措置対象法人等に該当していないこと。

(8) 税を滞納していないこと。

3 審査及び選定

審査は、本実施要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等の内容について明瞭化するため、プレゼンテーション審査を行ない、最も優れた提案をした者を選定する。

(1) プレゼンテーション審査は、本町職員が行う。

①実施日

令和8年6月2日(火) 午前9時00分から (予定)

②実施場所

扶桑町役場2階 大会議室(愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330番地)

③実施内容

プレゼンテーションは、提案書としてまとめた順番(内容)に基づき行うこと。

提案書等と異なる内容や説明、追加資料の配布は認めない。また、システム機能等については、実際のシステムソフトウェアを操作しながら説明すること。なお、その他要求仕様に対する実現方法で、特にアピールしたい項目や提案したい項目等があれば行っても構わない。

④タイムスケジュール

1者40分程度(提案説明30分以内、質疑応答10分程度)

⑤プレゼンテーションに要する機材等

提案事業者において準備すること。

⑥出席者

本業務を担当する者4名以内とする(業務責任者も必ず出席すること)。

(2) 審査項目は「見やすさ・使いやすさ」、「デザイン・レイアウト」、「親しみやすさ」、「各提案内容」、「全体の印象」とする。

(3) 配点は企画提案書70点、価格提案(見積書)30点の合計100点とする。

(4) 審査結果は、参加者全員に対して速やかに書面で通知する。

(5) 審査結果に関する質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

4 手続き等

(1) 担当課(書類の提出先及び問合せ先)

扶桑町役場 総務部 行政課

住所 〒480-0102

扶桑町大字高雄字天道330番地

電話 0587-92-4105(ダイヤルイン)

FAX 0587-93-2034

メール gyousei_sc@town.fuso.lg.jp

(2) 実施要領等の配布

実施要領等の資料の配布については、次のとおりとする。

ア 配布期間

令和8年5月7日(木) 午前9時から令和8年5月27日(水) 午後5時まで

イ 配布場所

扶桑町ホームページからダウンロードすること。

<https://www.town.fuso.lg.jp/sangyo/1002944/1004674.html>

ウ 配布する書類

実施要領、仕様書等

(3) 実施要領、仕様書等に関する質問・応答

ア 提出方法

質問書(様式第5)により、担当課宛て電子メールで提出すること(電子メール以外は受け付けない)。電子メールの件名は、「【扶桑町文書管理・電子決裁システム導入業務】プロポーザル質問」とすること。

イ 提出期限

令和8年5月15日(金)午後5時まで(必着)

ウ 回答方法

令和8年5月20日(水)に扶桑町ホームページに質問内容と回答を掲示する。

(4) 企画提案書等の提出

プロポーザルの参加者は、本実施要領、仕様書及び扶桑町契約規則(昭和59年規則第17号)等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

「提出書類」

プロポーザルの参加者は、本実施要領、仕様書及び扶桑町契約規則(昭和59年規則第17号)等の各規定を理解した上で、次の書類を提出するものとする。

ア 参加申込書(様式第1) 1部

イ 企画提案書(様式第2) 6部(正本1部、副本5部)

ウ システム機能要件一覧(様式第3) 1部

(※書類の他にExcelデータを電子メールで提出のこと。)

エ 参考見積書(様式第4) 6部(正本1部、副本5部)

(5) 提出期間

令和8年5月27日(水)午後5時まで(必着)

(6) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については参加者の自己責任とする。

(7) 提出先 扶桑町役場 総務部 行政課

〒480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330番地

E-mail gyousei_sc@town.fuso.lg.jp

(8) 企画提案に係るプレゼンテーション審査

ア 実施日 令和8年6月2日(火)午前9時00分から(予定)

イ 実施場所 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330番地
扶桑町役場2階 大会議室

ウ 提案説明 30分間

エ 質疑応答 10分間

オ 参加人数 4名以内

カ プレゼンテーションは、提案書としてまとめた順番(内容)に基づき行うこと。

キ 提案書等と異なる内容や説明、追加資料の配布は認めない。

ク システム機能等については、実際のシステムソフトウェアを操作しながら説明すること。

ケ その他要求仕様に対する実現方法で、特にアピールしたい項目や提案したい項目等があれば行っても構わない。

コ プレゼンテーションに要する機材等は事業者において準備すること。(ただし、モニター・出力ケーブル等は用意する。)

(9) 選定結果通知

審査を受けた全ての参加者に対し、選定結果を通知する。

通知日 令和8年6月5日(金) 予定

(10) その他

ア 失格となる企画提案書

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (i) 企画提案書等の提出方法や提出期限が守られなかった。
- (ii) 提出書類に虚偽の内容が記載されていた。
- (iii) 記載すべき内容の一部又は全部が記載されていない。
- (iv) 見積限度額を超えた見積書を提出した。

イ その他

- (i) 1事業者当たり、複数の企画提案書を提出することはできない。
- (ii) 提出書類の作成等に要した経費は、参加者の負担とする。
- (iii) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (iv) 本プロポーザルに対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けないものとする。
- (v) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めないものとする。
- (vi) 参加申込後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届(様式第6)を担当課あてに提出すること。
- (vii) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本町が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (viii) 提案書類などは扶桑町情報公開条例(昭和62年条例第16号)第9条に定める非公開情報(団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など)を除き、公開の対象となる。
- (ix) 本プロポーザルの公告から契約の締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (x) 企画提案書の提出が1事業者のみであった場合であっても本プロポーザルでの選定を実施する。

5 その他の留意事項

詳細は、実施要領、仕様書等によるので、必ず確認すること。